

令和5年第2回

## 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年8月22日 開会

令和5年8月22日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

令和5年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

---

8月22日（火曜日） 第2号

---

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議長の選挙	4
議長あいさつ	4
副議長の選挙	5
副議長あいさつ	5
議案第11号及び議案第12号の上程、説明、採決	5
閉会	11

## 議 事 日 程

令和5年8月22日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 会期の決定
  - 第4 議長の選挙
  - 第5 副議長の選挙
  - 第6 議案第11号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 第7 議案第12号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 

### ◎本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
  - 日程第2 会議録署名議員の指名
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 議長の選挙
  - 日程第5 副議長の選挙
  - 日程第6 議案第11号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第7 議案第12号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 

### 出席議員（43人）

1番	後藤一郎君	12番	水野光二君
2番	石井浩二君	13番	松井聡君
3番	富田耕二君	14番	小坂喬峰君
4番	豊田富士人君	16番	加藤淳司君
5番	関谷和彦君	17番	浅野健司君
7番	佐藤喜好君	18番	高木伸二君
8番	柴田雅也君	20番	林宏優君
9番	尾関健治君	21番	森和之君
10番	青山節児君	22番	都竹淳也君
11番	武藤鉄弘君	23番	藤原勉君

24番	日置敏明君	37番	宇佐美晃三君
25番	山内登君	38番	岡崎和夫君
27番	小島英雄君	39番	戸部哲哉君
28番	古田聖人君	40番	柴山佳也君
29番	川地憲元君	41番	板津徳次君
30番	早野博文君	42番	佐藤光宏君
31番	藤田栄博君	43番	加納福明君
32番	谷口輝男君	44番	瀬瀬幸美君
33番	藤井弘之君	46番	佐伯正貴君
34番	朝倉和仁君	48番	渡辺幸伸君
35番	岡田立君	49番	成原茂君
36番	岡部栄一君		

---

欠席議員（5人）

6番	田中明君	45番	加藤良治君
15番	藤井浩人君	47番	今井俊郎君
26番	横川真澄君		

---

欠員（1人）

19番

---

説明のため出席した者

広域連合長	柴橋正直君	事務局長	早川昌克君
副広域連合長	石田仁君	会計管理者兼会計課長	山田康文君
副広域連合長	高木貴行君	総務課長	杉崎喜敬君
副広域連合長	富田成輝君	資格電算課長	古田尚君
副広域連合長	西脇康世君	給付課長	市岡孝臣君
副広域連合長	金子政則君		

---

職務のため出席した事務局職員

書記長	天木日出夫	書記	後藤剛也
-----	-------	----	------

---

○書記長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるわけでありますが、現在議長及び副議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行っていただくことになっております。ただいま御出席議員の中では、日置敏明議員が最年長でございますので、御紹介申し上げます。議長席へお着きいただきますよう、よろしく願いいたします。

〔日置議員 議長席 着席〕

---

## 開 会

午後1時30分 開 会

○臨時議長（日置敏明君） ただいま御紹介を受けました日置敏明でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、これより臨時に議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

## 開 議

○臨時議長（日置敏明君） これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

---

### 第1 議席の指定

○臨時議長（日置敏明君） 日程第1、議席の指定を議題といたします。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、私において、2番 石井浩二君、3番 富田耕二君、5番 関谷和彦君、8番 柴田雅也君、12番 水野光二君、16番 加藤淳司君、18番 高木伸二君、20番 林 宏優君、21番 森 和之君、28番 古田聖人君、30番 早野博文君、32番 谷口輝男君、34番 朝倉和仁君、35番 岡田 立君、38番 岡崎和夫君、40番 柴山佳也君、48番 渡辺幸伸君、49番 成原 茂君、以上のとおり指定いたします。

---

### 第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（日置敏明君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、私において、21番 森和之君、41番 板津徳次君の両君を指名いたします。

---

### 第3 会期の決定

○臨時議長（日置敏明君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（日置敏明君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日間と決しました。

---

### 第4 議長の選挙

○臨時議長（日置敏明君） 日程第4、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、私において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（日置敏明君） 御異議なしと認めます。よって、私より指名します。

議長には、石井浩二君を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（日置敏明君） 御異議なしと認めます。よって、石井浩二君が議長に当選されました。ただいま当選されました石井浩二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長からごあいさつがあります。2番 石井浩二君。

〔石井浩二君登壇〕

○2番（石井浩二君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長にご推挙いただきました岐阜市議会議長の石井浩二でございます。

岐阜県内42市町村で構成される広域連合議会の議長という大役を仰せつかりましたことは、誠に光栄でございます。

議員の皆様のご協力を賜りながら公正かつ円滑な議会運営に努め、広域連合議会の使命をしっかりと果たせるよう議長の職務にあたってまいります。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を賜りまして、議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長（日置敏明君） 石井議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

---

## 第5 副議長の選挙

○議長（石井浩二君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

副議長には、谷口輝男君を指名します。ただいまの指名に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、谷口輝男君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました谷口輝男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長からごあいさつがあります。32番 谷口輝男君。

〔谷口輝男君登壇〕

○32番（谷口輝男君） ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会副議長にご推挙いただきました谷口輝男でございます。円滑な議会運営のため議長の補佐役として、誠実に任務にあたらせていただきたいと思います。

どうか皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

---

## 第6 議案第11号及び第7 議案第12号

○議長（石井浩二君） 日程第6、議案第11号及び日程第7、議案第12号の2件を一括して議題とします。

これら2件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、柴橋正直君。

〔柴橋正直君登壇〕

○広域連合長（柴橋正直君） 令和5年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるに当たり、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃は、議員の皆様並びに各市町村の皆様方には、後期高齢者医療制度の円滑な運営に対し、多大な御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

提案説明に先立ち、諸般の事項について申し上げます。

最初に、新型コロナウイルス感染症についてであります。

本年5月8日から、感染症法上の位置づけが5類に変更され、3か月が経過しました。

感染防止対策は個人の判断に委ねられ、「ポストコロナ」への取り組みが進み、社会のあらゆる場面で、コロナ前の日常が戻ってまいりました。

しかしながら、感染のリスクは依然存在し、この間、全国的に感染拡大の傾向が続いており、岐阜県では、夏休み期間中の感染に警戒を強めております。

感染すると重症化しやすい高齢者の方々には、引き続き基本的な感染防止を心掛けていただきたいと思っております。

また、今年の夏は、梅雨明け以降、猛烈な暑さが続き、気象庁の発表によると、7月の全国の平均気温は統計開始以来最高となっております。

記録的な猛暑は日本だけにとどまらず、EUの気象情報機関は、7月の世界の平均気温が観測史上最高になったと発表し、国連のグテーレス事務総長が、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と危機感を訴えたことは、記憶に新しいところであります。

これから10月にかけても、全国的に気温は高く、厳しい暑さが続く見込みですので、エアコンの適切な使用やこまめな水分補給など、熱中症対策に十分注意していただきたいと思っております。

さて、後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を堅持しつつ、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするため、平成20年4月に創設され、今年度で16年目を迎えました。

制度開始当初、23万4千人だった県内の被保険者数は、令和4年度末には、32万8千人と9万4千人増加し、1.4倍となっております。

また、医療給付費は、初年度の1,522億円から、令和4年度は2,578億円と1.7倍に増加しております。

高齢化のさらなる進展や高度先進医療の普及等により、今後も医療給付費の増大が見込まれ、制度運営は、ますます厳しくなることが予測されております。

こうした中、本年6月に厚生労働省が公表した令和4年の人口動態統計の概数では、出生数は77万7477人となり、統計開始以来、初めて80万人を割り込み、7年連続で過去最少を更新しました。

1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.26となり、平成17年度に並んで過去最低となっております。

また、同時期に内閣府が公表した令和5年版の「高齢社会白書」によると、令和4年10月1日現在、わが国の65歳以上人口は3,624万人で、総人口に占める65歳以上人口の割合・高齢化率は29.0%に上昇しております。

少子高齢化の状況がこのまま推移すると、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の将来推計人口」では、50年後には、高齢化率は38.7%に達し、総人口は、現在の7割に減少すると見込まれております。



一方、令和4年度の全国の後期高齢者の医療費は、初めて17兆円を超え17兆8,167億円と、前年度比5.2%の大幅な増となりました。

これは、「団塊の世代」が本格的に75歳に到達し始め、被保険者数が3.4%伸びたことが要因となっております。

また、一人当たり医療費は94万7,672円。コロナ禍前の令和元年度より高くなっております。

なお、岐阜県の一人当たり医療費は87万4,536円となり、都道府県順位で見ると31位となっております。

高齢化の進展により、医療費は増大し、それを支える現役世代に負担が重くのしかかっており、少子高齢化は、安定した社会保障制度を維持していく上で、待ったなしの課題であると認識しております。

そうした課題に対応するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が、国会での可決・成立を経て、本年5月19日に公布されました。

これにより、令和6年度から、現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者の保険料負担率を見直し、保険料の賦課限度額及び所得割が段階的に引き上げられ、さらに、子育てを全世代で支えるため、出産育児一時金に要する費用の一部を後期高齢者医療制度が支援する仕組みが導入されます。

今年度、広域連合が見直しを行う令和6年度及び7年度保険料率の算定に当たっては、今般の医療保険制度改革を踏まえ、適切に行ってまいります。

加えて、岸田総理は「異次元の少子化対策」を掲げ、児童手当や育児休業給付の拡充、保育サービスの充実などを盛り込んだ「こども未来戦略方針」を本年6月13日に閣議決定しました。

今後、3年をかけて年間3兆円台半ばの予算を確保し、「加速化プラン」として集中的に取り組む一方で、財源は、歳出改革などで確保すると表明されておりますが、具体的な財源の裏付けは不透明であり、今後の動向を注視していく必要があると考えます。

続いて、マイナンバーカードと保険証の一体化についてであります。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、国会での可決・成立を経て、本年6月9日に公布され、令和6年秋に、現行の保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化されることとなりました。

しかしながら、マイナンバー制度を巡っては、他人の情報が誤って紐付けされるなど、トラブルが判明し、岸田総理は、8月4日に記者会見を開き、今年秋までに完了する総点検、その後の修正作業を見極め、さらなる期間が必要と判断する場合には、必要な対応を行うこととし、これまでマイナ保険証を持たない人に原則申請により交付するとしていた「資格確認書」を、マイナ保険証を持たない人全員に職権で交付する方針を示されました。

さらに、8月8日には、総点検の中間報告を行い、再発防止に向け、ガイドラインを9月中に策定することや、総点検を11月末までに完了することなどを発表しております。

保険証の廃止に当たっては、マイナ保険証を安心して利用できる環境を早急に整備し、国民の不安を払拭することが不可欠であると考えます。

また、被保険者、医療機関及び保険者に混乱が生じないよう、スケジュールやスキームを早期に提示するとともに、国の責任において、一体化のメリットについて丁寧な説明や周知広報を行うことが求められております。

とりわけ、方針変更のあった「資格確認書」につきましては、具体的な運用のガイドラインを速やかに提示すべきと考えます。

次に、後期高齢者医療広域連合電算処理システムのクラウド化についてであります。

国の方針としてクラウド化が決定され、本広域連合でも準備を進めてまいりましたが、システムの開発遅延によって、令和6年4月から本稼働の予定が1年延期となっております。

国の遅延によって生じるかかり増し経費については、全額を国が負担するとともに、これ以上開発遅延が起こらないよう、求めていく必要があります。

これらの要望事項も含め国への要望につきましては、本年6月7日に、東京で開催された全国後期高齢者医療広域連合協議会広域連合長会議において、全国の広域連合の要望を集約した「要望書」が採択され、会長である佐賀県広域連合長が厚生労働副大臣に手交いたしました。

私も岐阜県を代表して会議に出席し、持続可能な社会保障制度の構築について、意見を述べさせていただきました。

最後に、今後も増え続ける医療費を抑制し、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、エビデンスに基づいた保健事業の取組みが重要であると考えます。

令和2年4月から開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、国保データベースシステムを活用して、地域の健康課題を把握し、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防などを効率的かつ効果的に実施することを目指しております。

本広域連合では、昨年度は23の市町村が取り組み、今年度は、新たに13の市町村が加わり、合計36の市町村が取り組んでいるところです。

令和6年度までに、県内全ての市町村が取り組めるよう、助言や支援を行ってまいります。

加えて、今年度は、全国の広域連合に先駆け、ぎふ・さわやか口腔健診結果のデジタル化に係るシステム開発に着手するとともに、県内の歯科医療機関ならば、市町村を越えて受診できる、いわゆる「口腔健診の広域化」に取り組んでおります。

デジタル化が実現すれば、口腔健診のデータと国保データベースシステムの健診、医療、介護のデータを突合して、口腔の健康と全身の健康に関するエビデンスを集積し、県内のオーラルフレイル対策に活用してまいります。

いずれにいたしましても、人生100年時代を迎え、高齢者の方々が安心して医療を受けられ、いつまでも健康でいきいきと暮らしていただけるよう、引き続き、各市町村や関係機関等と連携して、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、議員各位の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今期定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第11号 令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の特別会計補正予算は、令和4年度分の療養給付費等の精算を行うもので、歳入歳出それぞれ53億4,011万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,946億6,772万円とするものであります。

それでは、歳入補正予算の概要を御説明申し上げます。

市町村支出金におきましては、療養給付費負担金の過年度精算分として5,081万1千円を計上いたしました。

国庫支出金におきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として4,537万9千円を計上いたしました。

県支出金におきましては、高額医療費負担金の過年度精算分として4,537万9千円を計上いたしました。

また、精算に必要な財源として令和4年度からの繰越金51億9,854万1千円を計上いたしました。

続きまして、歳出補正予算の概要を御説明申し上げます。

令和4年度分の療養給付費等の精算に伴う償還金として、市町村に対し12億2,488万6千円、国に対し34億598万円、県に対し4億4,509万3千円、支払基金に対し2億6,415万1千円、合計53億4,011万円を計上いたしました。

次に、議案第12号 令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

初めに、令和4年度の一般会計決算につきまして、御説明申し上げます。

歳入合計は2億6,674万3,211円、歳出合計は2億3,492万1,952円、歳入歳出差引残額は3,182万1,259円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村負担金が2億4,516万6,980円、前年度決算剰余金による繰越金が1,918万6,171円となりました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、市町村派遣職員28名分の人件費負担金1億8,862万6,528円を支出いたしました。

次に、令和4年度の後期高齢者医療特別会計決算につきまして、御説明申し上げます。

歳入合計は2,796億9,610万9,681円、歳出合計は2,674億4,512万5,265円、歳入歳出差引残額は122億5,098万4,416円となりました。

歳入の主なものといたしましては、市町村支出金として、各市町村から納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで508億9,033万5,642円を収入いたしました。

国や県からの支出金として、療養給付費や高額医療費の定率負担金などで、国から885億4,071万7,394円、県から223億1,673万237円を収入いたしました。

支払基金交付金といたしましては、現役世代からの支援金1,051億6,759万3,000円を収入いたしました。

また、前年度決算剰余金による繰越金として、123億1,683万5,869円を収入いたしました。

歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、レセプトの管理や点検業務、電算処理業務に係る経費など8億5,864万7,551円を支出いたしました。

保険給付費におきましては、療養給付費を2,435億8,927万7,184円、療養費を20億1,312万2,862円、高額療養費を119億1,808万5,555円、高額介護合算療養費を2億8,226万236円、葬祭費を10億3,140万円、傷病手当金を154万9,441円支出いたしました。

審査支払手数料、葬祭費及び傷病手当金を除く医療給付費は、2,578億274万5,837円となり、前年度と比べ4.4%、109億円の大幅な増加となりました。これは、団塊の世代が75歳以上となり始め、被保険者数が4.1%増加するとともに、1人当たりの医療給付費が1.4%増加したことによるものであります。

保健事業費におきましては、健康診査費として、ぎふ・すこやか健康診査業務委託料を7億5,526万6,788円、ぎふ・さわやか口腔健康診査業務委託料を1億4,185万1,534円それぞれ支出いたしました。

ぎふ・すこやか健康診査の受診率は、令和3年度の22.7%から23.5%と0.8ポイント上昇し、7万4,050人が受診しました。

また、ぎふ・さわやか口腔健康診査の受診率は、令和3年度の5.8%から6.7%と0.9ポイント上昇し、2万1,202人が受診しました。

さらに、その他保健事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を23の市町村に委託し、委託料2億228万8,286円を支出いたしました。

最後に、諸支出金におきましては、令和3年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金等の精算に伴い、国や県、市町村、支払基金への償還金56億8,206万9,719円を支出いたしました。

なお、決算成果説明書並びに監査委員の審査意見書を添付してありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、今期定例会に提案いたしました議案について、御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石井浩二君） これら2件に対する質疑及び討論の通告はありません。

これより、採決を行います。

まず、議案第11号を採決します。

お諮りします。本件については、これを原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

次に、議案第12号を採決します。

お諮りします。本件については、これを認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井浩二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、認定すべきものと決しました。

---

閉 議 閉 会

○議長（石井浩二君） 以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、令和5年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時1分 閉 会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

日置敏明

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議長

石井浩二

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

森和之

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員

板津徳次